

記入上の注意（その４）

用語の定義・説明

【有形固定資産（土地を除く）】

有形固定資産 （土地を除く）	建設業法に定める「貸借対照表（様式第十五号または第十八号）」の「有形固定資産」より「土地」を除いた額をいいます。
-------------------	--

【就業者数】

（就業形態）

従業員	企業に所属し、業務に従事している雇用者（直接雇用し、直接賃金を支払っている者）、個人業主、無給家族従業者、有給役員をいいます。
常雇	1 か月を超えて雇用される者及び1 か月以内の雇用で5 月と6 月にそれぞれ1 8 日以上雇用された者（パートタイマー・アルバイトでも上記条件にあてはまれば常雇用）をいいます。
臨時・日雇	従業者のうち、上記「常雇」以外の者をいいます。
労務外注	労務外注契約（相手先が、建設業許可業者である場合は除く）又は、準直用（直接雇用せず、賃金台帳の整備や保険の手続きを行っている場合）により、建設工事現場で働くすべての技能工（職長を含む）、労務作業者をいいます。

（職種）

役員	役員で、常時勤務して報酬を受けている者をいいます。ただし、事務・労務職を兼ねており、一般職員と同じ給与規則で給与を受けている者は、「事務、営業、販売、その他の従業者」、「技術者」、「現場労働者」に分類されます。
事務、営業、販売、その他の従業者	役員で、常時勤務して報酬を受けている者をいいます。ただし、事務・労務職を兼ねており、一般職員と同じ給与規則で給与を受けている者は、「事務、営業、販売、その他の従業者」、「技術者」、「現場労働者」に分類されます。
技術者	工事の設計、清算または現場施工の管理、監督者にあたる者をいいます。
現場労働者	建設工事現場で働くすべての技能工（職長を含む）、労務作業者をいいます。ただし、現場施工の管理・監督に当たる者は含みません。
建設業以外の部門の従業員数	建設業以外の事業を併せて営む場合のその事業に係る常雇等の従業者数（この人数と「(5) 合計」を足せば、貴社全体の常雇等の従業者数となります）をいいます。

【国内建設工事の年間完成工事高】

完成工事高	決算期内に工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期中出来高相当額をいいます。
-------	--

（発注者区分：元請・下請）

元請工事	発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含みます。
下請工事	元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、1 次又は2 次等の下請工事を含みます。

（発注者区分：公共・民間）

公共発注工事	以下の機関が発注した工事をいいます。 ◎国の機関：国、独立行政法人（造幣局 等）、政府関連企業等（東日本高速道路（株） 等） ◎地方の機関：都道府県、市区町村、地方公営企業、地方独立行政法人・公立大学法人 ※土地区画整理組合、地方公共団体の設置した上記以外の法人及び共済組合の工事を含まない。 ※東京地下鉄（株）、ＮＴＴ、ＪＲ、電源開発（株）、森林組合、ＪＡ、第３セクター、土地区画整理組合等は、民間扱いです。
民間発注工事	公共発注工事以外の工事（駐留軍、外国公館等）をいいます。

(発注者区分：新設・維持修繕)

新設工事	構造物及び附属設備を新たに建設し、もしくは増改築、改良する工事をいい、災害を契機とする改良復旧工事及び 除却・解体・耐震改修工事 を含みます。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容の工事に区分してください。
維持・修繕工事	新設工事以外の工事をいい、既存の構造物及び附属設備の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事、改装工事、移転工事、災害復旧工事及び区画線設置等の工事（作業）を含みます。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容の工事に区分してください。

【国内建設工事の年間受注高】

受注高	建設工事の元請及び下請による請負高（請負高が確定していない場合は見積計上による請負高）をいいます。
-----	---

【建設業の付加価値額及び原価等】

経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等の合計をいいます。
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費の合計をいいます。
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、 労務費 に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種、工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、 労務費 に含めたものを除く。
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課をいいます。
営業損益	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額をいいます。

記入上の注意（その5）

建設業許可業種等と「業態別工事種類」、「工事種類区分」の考え方について

1. 「5. 業態別工事種類」の記入に関して

下表1「建設業許可業種等の対応状況」をご参照のうえ、業態別工事種類を2つお選びください。

2. 「7. 国内建設工事の年間完成工事高」の記入に関して

「7. 国内建設工事の年間完成工事高」の記入に際しては、実際に施工された各種工事を、「土木工事」、「建築工事・建築設備工事」、「機械装置等工事」の3つの工事種類区分のいずれかに分類していただき、その完成工事高をご記入いただくことになります。

本調査における「土木工事」、「建築工事・建築設備工事」、「機械装置等工事」の定義は、右表2「工事種類区分の定義」（赤枠）のとおりです。

また、下表1「建設業許可業種等の対応状況」により、建設業許可業種や、建設工事の内容から対応する工事種類区分を参照することができます。

表1 建設業許可業種等の対応状況

番号	建設業許可業種	建設工事の種類	番号	業態別工事種類
01	土木工事業	土木一式工事	01	土木一式工事
02	建築工事業	建築一式工事	02	建築一式工事(03を除く)
03	大工工事業	大工工事	03	木造建築一式工事
04	左官工事業	左官工事	04	大工工事
05	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事	05	左官工事
06	石工事業	石工事	06	とび・土工・コンクリート工事(07を除く)
07	屋根工事業	屋根工事	07	はつり・解体工事
08	電気工事業	電気工事	08	石工事
09	管工事業	管工事	09	屋根工事(10を除く)
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	10	金属製屋根工事
11	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	11	電気工事
12	鉄筋工事業	鉄筋工事	12	管工事
13	ほ装工事業	ほ装工事	13	タイル・れんが・ブロック工事(14を除く)
14	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	14	築炉工事
15	板金工事業	板金工事	15	鋼構造物工事
16	ガラス工事業	ガラス工事	16	鉄筋工事
17	塗装工事業	塗装工事	17	ほ装工事
18	防水工事業	防水工事	18	しゅんせつ工事
19	内装仕上工事業	内装仕上工事	19	板金工事
20	機械器具設置工事業	機械器具設置工事	20	ガラス工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁工事	21	塗装工事
22	電気通信工事業	電気通信工事	22	防水工事
23	造園工事業	造園工事	23	内装仕上工事
24	さく井工事業	さく井工事	24	機械器具設置工事
25	建具工事業	建具工事	25	熱絶縁工事
26	水道施設工事業	水道施設工事	26	電気通信工事
27	消防施設工事業	消防施設工事	27	造園工事
28	清掃施設工事業	清掃施設工事	28	さく井工事
29	解体工事業	工作物解体工事	29	建具工事
			30	水道施設工事
			31	消防施設工事
			32	清掃施設工事
			07	はつり・解体工事に含む

表2 工事種類区分の定義

土木工事	いわゆる土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、配電線、地中電線路、電車線、アンテナ、電線支持物、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、ガスタンク、鋼製工業薬品タンク、浮ドッグ、交通標識、造園、 解体 、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事を含めます。
建築工事・ 建築設備 工事	建築工事にはその一部である鉄骨、鉄筋、防水、塗装、木製間仕切壁等の工事及び建築工事に附帯する整地、門塀等の工事を含みます。建築設備工事とは、建築物に関する冷暖房、換気、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事及び昇降機、煙突等の工事をいいます。
住宅	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち居住用床面積が全体の50%以上のもの）をいいます。
非住宅	居住以外（鉱工業用、商業用、サービス業用、公益事業用及び公務・文教用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物をいいます。
機械装置等 工事	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋外の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます（建築設備を除く）。

番号	建設工事の内容や例示	
01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
03		木造建築
04	大工工事、型枠工事、造作工事	
05	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
06	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事、法面保護工事、屋外広告物設置工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	
07	はつり工事、工作物解体工事	
08	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
09	屋根ふき工事	金属製屋根以外
10		金属製屋根
11	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
12	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
13	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事、サイディング工事	
14	築炉工事	
15	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
16	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	
17	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	
18	しゅんせつ工事	
19	板金加工取付け工事、建築板金工事	
20	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
21	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
22	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
23	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
24	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	
25	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
26	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	
27	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	
28	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
29	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
30	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
31	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
32	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	